船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　公共施設等を将来にわたり総合的かつ計画的に管理していくため、船橋市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の推進を目的として、船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　推進委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

（１）　総合管理計画の推進に関する事項

（２）　その他必要な事項

（組織）

第３条　推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　副市長

（２）　健康福祉局長、建設局長、教育次長、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、地域子育て部長、建築部長、管理部長及び生涯学習部長

（３）　委員長（次条第１項に規定する委員長をいう。）が、検討事項の内容に応じて、部長（船橋市予算会計規則（令和７年船橋市規則第６号）第２条第２号に規定する部長をいう。）の中から指名した者

（委員長等）

第４条　推進委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員長は副市長（企画財政部担任）の職にある者がこれにあたり、副委員長は副市長（企画財政部担任外）の職にある者をもって充てる。

２　委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。
２　推進委員会が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）
第６条　推進委員会は必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
２　部会は、委員長の指名する課長（船橋市予算会計規則（令和７年船橋市規則第６号）第２条第４号に規定する課長をいう。）をもって組織する。
３　部会に部会長を置き、委員長がこれを定める。

（事務局）
第７条　推進委員会、部会の事務局は、企画財政部行政経営課に置く。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成２９年７月５日から施行する。
２　船橋市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱（平成２７年７月１日施行）、及び船橋市施設経営管理協議会設置要綱（平成２４年４月２６日施行）は、廃止する。

附　則
この要綱は、平成３０年１月１０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。